

土木工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を 踏まえた設計変更等の運用

昨今の中東情勢の変化に伴い、ナフサを由来とする建設資材について、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているが、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（塗料や硬質ポリ塩化ビニル管など）（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する等の運用を定めるものである。

1 対象工事

沼津市が発注する土木工事（農林農地課発注の工事を除く）

2 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材（塗料や硬質ポリ塩化ビニル管など）とする。

3 設計変更等の流れ

- (1) 発注者は、特記仕様書を当初の設計図書に添付するものとする。
- (2) 受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議することを基本とする（[別添様式1](#)）。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

- (3) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（[別添様式2](#)及び実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。
- (4) 既契約工事においては、本運用を監督員から受注者に周知するとともに、受発注者間で協議の上、本運用の適用を決定する。なお、本運用適用後の諸手続は、3(2)及び3(3)と同様とする。

4 積算方法

(1) 設計変更は、精算変更時に行うことを基本とする。

(2) 設計変更を行う対象数量の考え方は次のとおりとする。

調達検討資材のうち、購入する前に、事前に監督員と協議した資材に限り、対象数量とすることができる。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数 → 設計変更不可。

設計図書の数≤証明数量≤設計数量 → 設計変更可。対象数量は証明数量

設計数量<証明数量 → 設計変更可。対象数量は設計数量

(注)

設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量）

証明数量：受注者から証明された数量

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いた調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3) 設計変更に用いる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。（請負率を考慮）

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、沼津市建設工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の対象外とする。

5 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

6 適用

本運用は、令和 8 年 7 月 27 日から適用する。

なお、令和 8 年 7 月 26 日以前に入札契約手続を開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

**中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等に関する
特記仕様書**

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」）について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 調達検討資材は、ナフサを由来とする建設資材のうち、本工事で調達する資材に限り、監督員と協議し対象を決定するものとする。
- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする（別添様式1）。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（別添様式2及び実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の協議対象とする。

建築工事における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を 踏まえた設計変更等の運用

1 目的

本運用は、中東情勢の変化を踏まえ、ナフサを由来とする建設資材について、代替資材の調達や流通経路の見直し等、追加で必要となる内容を設計変更するに当たり、建築工事において必要となる手続、積算方法等を定めることを目的とする。

2 対象工事

沼津市が発注する建築工事（建築設備工事含む）

3 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材とする。

建築工事においては、塗料（さび止め塗料、塗料用シンナー等を含む）、防水材（シーリングを含む）、断熱材（押出法ポリスチレンフォーム等）、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板などの資材が想定される。一般財団法人経済調査会や一般財団法人経済物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、誠実に協議に応じることとする。

4 別途調達経費

別途調達経費は、次の(1)、(2)の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。材料費に連動するその他経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更は行うものとする。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- (2) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

5 手続

- (1) 工事発注時点で、本運用の対象工事となる場合、発注者は設計図書の特記仕様書等に対象となる旨を別記1の記載例を参考に明示する。
- (2) 既契約工事においては、本運用を発注者から受注者に周知し、受発注者間で協議の上、本運用の適用を決定する。なお、本運用適用後の諸手続は、5(1)の工事と同様の手続とする。

- (3) 調達検討資材の調達に際し、代替資材の調達又は流通状況を踏まえた調達経費を別途必要となる調達をせざるを得ない場合には、受注者は、購入する前に「調達検討資材に関する協議書（様式1）」を監督員に提出し、協議する。調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メール等により協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
- (4) 設計変更に際し、受注者は「調達検討資材に関する実施報告書（様式2）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督員に提出する。
- (5) 代替資材を調達する場合、受注者は、代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を監督員に提出する。
- (6) 設計変更にあたっては、代替資材又は流通状況を踏まえた別途調達経費が必要な資材の規格・仕様を記載した様式3を設計図書に綴る。なお、代替資材を調達する場合、設計者や施設管理者等との協議など、通常的设计変更と同様の手続が必要なことに留意すること。
- (7) 妥当性が確認された別途調達経費について契約変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- (8) 本運用による設計変更内容は、沼津市建設工事契約請負約款第26条（スライド条項）の対象外とする。
- (9) 設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。
- (10) 受注者より疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

6 積算方法

- (1) 設計変更を行う対象数量
 - ・供給の偏りや流通の目詰まりが発生し、従前の流通経路により円滑な調達が困難となっている期間に該当する数量を、設計変更を行う対象数量とする。
- (2) 設計変更にかかる材料単価
 - ・受注者から提出された証明書類に記載された購入価格を使用する。実際の購入価格が一般的な実勢価格と大きく乖離する場合は、必要に応じて追加資料を求め、その妥当性を確認する。
 - ・妥当性が確認できない場合は、購入時期の実勢価格を使用することができる。
- (3) 別途調達経費の算出方法
 - ・6(2)で算出した材料単価と設計変更前の官積算の材料単価の差額に6(1)の対象数量を乗じ、さらに材料費に連動するその他経費を加算して求める。
 - ・設計変更前の官積算の材料単価は、市場単価については市場単価方式へ移行す

る前の歩掛り等を参考に求める。単位施工単価は、ベース単価の材料費の割合を使用して求める。

- ・材料費を抽出して確認することが困難な材工一式の単価の場合は、材料費以外の価格の変更が含まれていない証明書類の提出を受注者に求め、それをもとに別途調達経費を計上することができる。

7 適用

本運用は、令和8年7月27日から適用する。

なお、令和8年7月26日以前に入札契約手続を開始した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用する。

（別記1）発注時の設計図書の特記仕様書等における記載例

本工事は、「建築工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更等の運用」の対象である。